

令和8年度 奈良県職員健康診断（子宮がん・乳がん）業務委託仕様書

1 業務目的

職員が職業生活の全期間を通して健康で働くことができるように、自らの健康状態を把握し、早期にがんを発見し、適切な治療を行うことを目的として、がん検診（子宮がん・乳がん）を実施する。

2 委託業務

以下の（１）及び（２）の各検査を委託者が指定する会場（奈良市内・橿原市内２箇所で５日間程度）において、巡回により実施すること。

（１） 子宮がん検査

- ① 子宮頸部細胞診検査（自己採取法ではない検査）

（２） 乳がん検査

- ① 30歳以上：乳腺超音波検査
② 40歳代：マンモグラフィ検査（２方向）
③ 50歳以上：マンモグラフィ検査（１方向）

（参考：令和7年度の健診会場及び日数の参考）

奈良市内（奈良県庁及び修徳ビル） ３日間

橿原市内（橿原総合庁舎） ２日間

3 契約期間

契約締結日から令和9年3月19日まで

4 受診対象者

奈良県職員（奈良県庁及び県内の出先機関等に勤務する知事部局等の職員であり、令和8年度奈良県職員定期健康診断を受診する者のうち、希望するもの。）とし、会計年度任用職員等の臨時・非常勤職員を含むものとする。

なお、受診対象者以外からの健診申込がある場合、受託者は、委託者を介さず、直接その者が所属する別機関と受診及び請求に関する事項について調整すること。

※受診対象者の基本情報（氏名、年齢、職員番号、検査項目等）は、原則として実施日程の3週間前までに、委託者が、電子データ（Excel 又は CSV）で受託者に提供する。

5 契約方法

単価契約とする。

6 受診予定者数

※受診予定者数は、見込みのため実際の受診者数を確約するものではありません。

検査項目	受診予定者数
子宮頸部細胞診検査（自己採取法ではない検査）	187名
乳腺超音波検査	124名
マンモグラフィ検査（２方向）	30名
マンモグラフィ検査（１方向）	58名

7 実施日時

実施日時は委託者と受託者が協議のうえ決定するものとする。

8 委託業務の実施体制等

(1) 受託者の実施体制等

- ・実施会場の設営、撤収及び健康診断等の運営を行うこと。
- ・全ての受診予定者が受診を完了し、会場の設営及び撤収作業ができるよう、十分な実施時間を確保すること。
- ・本業務の実施に必要なとなるスタッフ、検査機材及び消耗品等（パーテーションを含む）、交通費、機材運搬費及び健康診断終了後要精密検査対象者にかかる諸経費等で受託者が負担する一切を含むこと。
- ・本業務の実施における調整を行う責任者として「総括責任者」を配置すること。
また、実施会場における健診事故や不測の事態に対応する担当者として「実施責任者」を配置すること（総括責任者が立ち会う場合を除く）。
- ・本業務の実施にあたっては、女性医師及び女性スタッフによる体制に努めること。
- ・本業務において、予期の可否に関わらず、体調不良を呈するなど、処置・治療を要する場合は、速やかに事態を収拾するとともに、委託者に報告すること。
- ・なお、事態の収拾及び再検査等に費用が生じた場合は、受託者の負担とする（委託者に重大な過失がある場合を除く）。

(2) 委託者の実施体制等

- ・健康診断等に必要な電源、実施会場、机及び椅子を用意する。
- ・本業務において、受託者の実施体制等が不適切と判断する場合は、委託者は受託者に対して変更を求めることができるものとする。

9 委託業務の実施手順

(1) 事前準備

ア 会場の事前確認

受託者は、委託者と事前に連絡を取った上で会場の下見を行い、実施会場や会場備品の借用方法、検診車や検査機材の搬入方法等の確認を行うこと。

イ 実施計画の作成

受託者は、実施計画書（実施体制、実施会場の使用方法、検査及び測定の順序等を記載）を作成し、事前に委託者に提出してその承認を受けること。

ウ 問診票の送付

健診に必要な問診票については、奈良県が受託者に提供する受診者名簿に基づき、所属毎（延べ200箇所程度）に梱包し、各健康診断等の実施日の14日前までに、委託者（奈良市大安寺1-23-2 2階 総務厚生センター健康管理係）に納入すること。なお、送付先住所については、委託者が指示するものとし、同一庁舎に複数の所属が所在する場合であっても、所属別に梱包すること。また、委託者が要請した場合は、奈良県が用意する職員向け資料を同梱するものとする。

(2) 実施会場の設営、撤収作業等

ア 実施会場の設営

実施日当日に行うものとし、受付開始までに必要な準備を行うこと。

なお、受診にあたっては、受診者の着替え及び受診の際に、他の受診者から見えることがないように十分配慮すること。

イ 検査機材の整備

本業務で使用する乳房超音波装置等の検査機材を適正に整備しておくこと。

ウ スタッフ氏名等明示

本業務に従事するスタッフに、医療機関名、職種及び氏名を明記した名札を着用させること。

エ 受付

受診者の照合及び問診票等への記載漏れをチェックする受付を設置すること。

問診票への記入場所を確保すること。

検査項目の変更が必要と判断される場合、女性医師（予定）の指示を仰ぎ、検査を実施すること。

なお、検査項目が変更となる場合は、受託者は、受診者氏名、検査項目（変更前及び変更後）及び変更理由を、委託者に報告すること。

オ 受診案内

実施計画に基づき、円滑に受診できるよう必要な誘導を行うこと。

検査実施前に開始について声かけを行うなど、受診時の配慮を十分に行うこと。

カ 実施会場の撤収

全ての受診対象者の健康診断が終了した後に、速やかに撤収作業を行い、机及び椅子の配置等実施会場を設営前の状態に復旧すること。

作業完了後、受診者数を含め速やかに委託者に報告を行うこと。

キ 廃棄物の処理

本業務の実施に伴い生ずる全ての廃棄物の管理及び処理に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等関係法令等を遵守し、受託者の責任により適正に処分し、委託者が必要と認めたときは処理に関する帳簿の写を委託者に提出すること。

10 診断結果の提出

診断結果については、業務完了報告書を添えて、委託者が指定する以下の方法により、健康診断実施最終日から20日以内（土日祝日を含む）に、納入すること。

（1）受診者個人あて結果通知

密封し、所属毎（延200程度）に梱包の上、委託者（奈良市大安寺1-23-2 2階 総務厚生センター健康管理係）に納入すること。

診断結果に異常がある受診者の結果通知については、詳細を明記すること。

なお、子宮がん検診については、分類（べセスダ分類等）・詳細を、乳がん検査については、カテゴリー分類・部位・詳細を明記すること。

（2）委託者あて結果通知

委託者が提供する所属コード順に並べ次のとおり提出すること。

なお、診断結果に異常がある受診者の結果通知については、10（1）と同内容を以下ア及びイに記載すること。

その他詳細については別途協議する。

ア 受診者個人あて結果通知の写し

イ 受診者全員の検査判定結果の電子データ

委託者が指定するレイアウトのもの（Excel, CSV）

ただし、パニック値が出る等至急精密検査が必要と認められる場合又はその他委託者に報告すべき診断結果が認められる場合は、受託者は速やかに委託者に電子メールでの報告及び電話での詳細説明を行うこととする。

また、委託者に報告すべきか判断しかねる診断結果が認められる場合は、委託者に報告し、対応について双方協議のうえ決定するものとする。

また、委託者及び受診者個人あての結果について、再発行が必要となった場合は、委託者より受託者あて依頼するものとし、対応について双方協議のうえ決定するものとする。

1 1 乳房X線写真等の提供

契約期間満了後5年間は、受診者の精密検査及び判定結果の確認等のため委託者から要請があった場合、受託者は、委託者に対して乳房X線写真またはエコー写真の提供を行うものとする。

1 2 精度管理

受託者は、本業務の質の向上を図るため、次の措置をとること。

- ・検査結果の正確性を確保するための内部精度管理及び外部精度管理を適切に行うこと。
- ・スタッフの知識及び技能の向上を図るための研修実施及び資格取得に努めること。
- ・検体検査を外部に委託する場合は、委託先に上記事項を実施するよう指示すること。
- ・いずれの検査についても、厚生労働省が示す「職域におけるがん検診に関するマニュアル」に準じた実施とすること。

1 3 費用の請求

- ・受託者は、本業務の結果報告が適正に行われ、委託者の検査確認が終了次第、速やかに委託料の請求を行うこと。
- ・受託者からの請求を受けて、委託者は受領した日から30日以内に、受託者に委託料を支払うものとする。

1 4 個人情報の取扱い

受託者は、個人情報安全管理の体制を整えた上で、職員情報及び健康診断の個人結果等（以下「個人情報」という。）について、個人情報の保護の重要性を認識し、委託者から受託した業務を行うにあたっては個人情報保護法及び「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。契約期間終了後においても同様とする。

1 5 その他

- (1) 受託者は、委託業務の全部又は主たる部分を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者とが協議の上で決定するものとする。